

# 施設利用規約

## 1. 施設使用申込みについて

- ① 西淡まちづくり株式会社(以下「弊社」という)発行の「施設使用申込書」を提出された後、弊社において審査し利用の可否について通知します。
- ② お申込みいただいても使用についてご承諾できない場合があります。まずはお電話にてお問い合わせ下さい。

## 2. 使用場所・目的

- ① 使用場所は申込者(以下「使用者」という)が申請し弊社が許可した場所とします。
- ② 使用者は弊社が運営する施設を使用するにあたり、法令及び弊社の営業方針に従い誠実に取り組むものとします
- ③ 使用目的は使用者が申請し、弊社が承認した目的・内容とし、変更する場合は弊社の文書による許可を必要とします。
- ④ 当施設を使用するにあたって什器などその他物品の持込がある場合は、搬入・搬出及び設置方法等については弊社の規制に従ってください。
- ⑤ 利用の際に出たゴミは必ずお持ち帰り下さい。

## 3. 使用料・解約などについて

- ① 官公庁、公的な教育機関ほか、民間団体であっても非営利である場合、施設使用について無料とする場合があります。
- ② お申込みは、使用開始の1週間前までに弊社の指定する方法で使用料を入金するものとします。
- ③ 弊社もしくは使用者のいずれからも使用中止の申し入れが出来るものとします。ただし使用者の都合による中止や、利用方法が弊社の運営する商業施設に不都合がある場合、または本規約に反する行為があり使用を中止させた場合は使用料の返金はしません。
- ④ 弊社が所有する備品についてはすべて有料となります。貸し出し備品は「物品借用書」にご記入の上、お申込み下さい。

## 4. 施設使用による責任などについて

- ① 使用者が当施設を使用する事で生じる来店客及び関係者への損害などに対して、弊社へ責を求めるることはできず、また、弊社は一切の責任を持ちません。
- ② 使用者は弊社及び来店客、当施設出店テナントほか関係者などに損害を与えた場合は、使用者において損害賠償など一切の責を負い対応することとします。
- ③ 使用者は所有する物品など自己の責任をもって保管し盗難破損等による損害について弊社に責を求めるることはできません。また、予期せぬ事故等が起り使用者及び関係者に損害が生じるいかなる場合にも損害賠償、その他金員を弊社に求める事はできません。

## 5. 転貸の禁止などについて

- ① 使用者は当施設を使用するにあたっては暴力団等反社会的勢力に該当しないことを表明しまた、自己の名義を利用させ弊社と契約し当施設を使用させないことを誓約します。
- ② 使用者は当施設の造作、模様替えなどできません。また、弊社の承諾なしに物品など設置物を使用、移動してはいけません。

- ③ 使用者は当施設を利用するにあたってチラシなど宣伝物を配布する場合は弊社の文書による許可を必要とします。また、宗教及び政治、信条などに係るチラシの配布、幟、音声による広報など一切の行為を固く禁止します。
- ④ 使用者は当施設を使用することによって得た弊社及び当施設の情報を第三者に漏洩することはしないと誓約します。

6. 本規約に定めのないこと、疑義がある場合は弊社の取り決めによるものとします。

令和8年1月1日

西淡まちづくり株式会社